安心して暮らせる住まいを建てるために 建築主の皆さんへ

施工不良などが原因で生じる欠陥住宅に関するトラブルを未然に防止し、より安全で快適に暮らすために、建築主の皆さんは次のルールを知っておきましょう。

▶工事監理者を定めましょう

施工不良などが原因で生じる欠陥住宅に関するトラブルを未然に防止するために、住宅の工事全体について、建築士の資格を持つ専門家がきちんとチェックをすることが重要となります。

住まいづくりでは、建築士の資格を持つ「工事監理者」を選任することが法律により定められています。工事監理者は、建築主の代理人として設計図書 どおりに工事が行われているかを確認する重要な役割を担っていますので、建築主は必ず工事監理者を 定めてください。

▶完了検査を受けましょう

工事が完了したときには、建築主は完了検査の申請をすることが法律により定められています。この検査は、建築確認申請に基づき正しく工事が完了し、安全な建物であるかの確認を行う大事な検査ですので、必ず受けてください。検査員が建物を検査し、建築基準法に適合していれば「検査済証」を交付します。

狭あい道路の拡幅整備を推進しています

狭あい道路は、私たちが日常生活をしていくうえで、通行上、環境衛生上の問題があるばかりでなく、地震や 火災などの災害時には消防、救急活動に支障をきたします。市では「本庄市道路後退用地整備要綱」を制定し、 市民の皆さんのご協力のもと、狭あい道路の拡幅整備を進めています。

▶狭あい道路沿道の皆さんへ

建物や塀の新築・建替え等の際は、次のどちらかの道路後退部分の手続きを必ず行ってください。手続きをしていただくと、市が道路後退部分の整備と維持管理を行います(後退済みで手続きを行っていない場合はご相談ください)。

①道路後退部分を分筆登記し、市に寄附する

※分筆登記費用に対し、一定要件を満たすことで上限15 万円の補助金を交付する制度があります。

手続窓口 道路管理課(市役所 2 階) ☎25-1135

②道路後退部分を公共用道路として無償使用することの承諾書を提出する

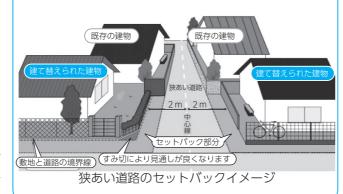
※道路後退部分の固定資産税・都市計画税が非課税となります。

※後退部分の測量図が必要です。

手続窓□ 建築開発課(市役所 2 階) ☎25-1 1 4 0 ※本庄市立地適正化計画に定める居住誘導区域で、道路 後退用地内の古い建物等の除去等に対する補助制度(上 限50万円)があります。詳しくは、道路管理課へお問 い合わせください。

狭あい道路とは・・・

幅員4m未満の道で、一般交通の用に供されているもの。その中でも、建築基準法の基準時以前から建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁が指定したものを建築基準法第42条第2項道路と呼び、建物等の新築・建替え等の際には道路の中心線から2mの後退(セットバック)が必要となります。



▶すでに道路後退が済んでいる皆さんへ

過去に道路後退した部分に塀等を再度設置したり、通行の障害となる物を置いたりすると、災害時の避難経路の確保や消防・救急の活動に支障をきたすことになります。道路後退部分には通行の障害となる物を置かないでください。狭あい道路の幅員を4mにすることは、災害に強く住みよいまちづくりのために大変重要なルールです。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

ECO #1

★環境推進課☎ 25-1172、★支所環境産業課☎ 72-1334

リサイクルに挑戦

普段、ごみとして捨てているものの中に貴重な資源が含まれているかもしれません。貴重な資源を捨てずに再利用するため、市ではさまざまな回収事業を行っています。

■使用済小型電子機器のボックス回収

市役所で使用済小型電子機器のボックス回収を実施しています。環境 推進課(市役所4階)・支所環境産業課(アスピアこだま2階)に回収 ボックスを設置しています。電池の取り外しや品目の確認などを行うた め、開庁時間内に各課の窓口へお越しください。

対象 投入口 (30cm × 15cm) を通る大きさの小型電子機器 ※投入口に入らないものは、イベント回収または宅配便回収(リネットジャパンリサイクル㈱)をご利用ください。

■家庭用使用済み小型電子機器のイベント回収

日時 11月5日出 午前9時~11時

場所 セルディ東側駐車場

回収できないもの

小型家電リサイクル法の対象外のもの、木製部分が多い家電、家庭外 (事務所など)で使用したものなどは回収できません。回収対象について、詳しくは市配をご覧ください。

※電子機器に含まれる個人情報は必ず消去し、電池やバッテリーは外してください。

■使用済みのパソコン眠っていませんか

パソコンは、多くのレアメタルを含む貴重な資源です。事業者が適切な方法で処理することで、多くの資源がリサイクルできます。

◆宅配便回収

国の認定事業者であり、市の連携事業者であるリネット ジャパンリサイクル(株)では、パソコンを含む小型家電の宅 配回収を行っています。回収品にパソコンが含まれる場合、 1 箱分の回収料金が無料になります(例外あり)。

詳しくは、リネットジャパンリサイクル㈱IPまたは問い合わせ専用窓口へご連絡ください。

問い合わせ専用窓口

☎0570-085-800 (午前10時~午後5時)

◆パソコンメーカーによる回収

P C リサイクルマークがついているパソコンは、パソコンメーカーによって新たな料金負担なしで回収・処理できます。



主な回収品目



















◆宅配便回収の利用手順

1 申込	2詰める	3回収
リネットジャパン リサイクル㈱に連絡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	パソコン等を箱に 詰める ※縦・横・高さの 合計が 140cm 以 内の箱で重量が 20Kg 以下の箱	日時に自宅から



令和4年10月1日号 **広報 ほんじょう** 12